

E-12 集合住宅地の管理に関する研究-(4)-相隣苦情の実態と解決策について
奈良女大家政 ○吉田洋子 今井範子 足田洋子 西村一朗 扇田 信
京都府大家政 町田玲子

目的 上下左右とも壁一枚で隣家に接している集合住宅において、音・水・ほこり等に関する相隣苦情が大々な問題となっている。相隣苦情がもとで転居したり、事件すら起きている。そこで、本研究では、相隣苦情の実態とそれに対する解決策を研究し提議する糸口をつかむことを目的とする。

方法 相隣苦情の実態と対応を「管理者」(田地管理主任、田地サービスK.K., 市等)及び「居住者」(個人、自治会等)双方に対し、調査を行なった。

結果及び考察 相隣苦情の実態にはさまざまなものがある。これらの問題は事実上重なってあらわれるが、解決策として分類すると次のようなものがある。①発生源に関する問題 ピアノ・ステレオ・クーラーの騒音等がこれにあたる。これらについては音の発生源の抑制・改善が考えられる。②建築的構造に関する問題 足音・水音・泣き声等や、洗濯機による水モレ等がある。これについては、構造・計画上の解決が望まれる。③住み方ルールの問題 ペット・ほこりの処理等がこれにあたる。公団側で入居時に配布する住まいのしおりで規約があるにもかかわらず、実際的には守られていない場合も多い。住民自らが、お互いに話し合って住み方ルールを作り、生活をコントロールしていくのが望ましい。以上述べてきた相隣苦情については、近隣関係のあり方との関連が強く、今ある住宅をうまく住みこむするためには、住み方ルールの自覚や近隣のコミュニケーションが重要であると考えられる。